

県央地区保健医療福祉推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「県央地区保健医療福祉推進会議」(以下「推進会議」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進会議は、神奈川県保健医療計画で定められた県央二次保健医療圏域(以下「圏域」という。)における保健、医療、福祉に関する計画の着実な推進など保健、医療、福祉に係る重要事項を協議することを目的とする。

(協議事項等)

第3条 推進会議の協議事項等は、次のとおりとする。

- (1) 圏域における保健、医療、福祉の計画に関すること
- (2) 圏域における保健、医療、福祉に係る課題に関すること
- (3) 圏域における保健、医療、福祉関係機関等との連絡調整に関すること
- (4) 神奈川県地域医療構想の県央構想区域の構想の達成を推進するために必要な事項
- (5) その他、圏域における保健、医療、福祉の推進に必要な事項

(委員)

第4条 推進会議は、委員27人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から厚木保健福祉事務所長が依頼する。

- (1) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会の代表者
- (2) 病院団体の代表者
- (3) 看護協会の関係者
- (4) 社会福祉協議会の代表者
- (5) 医療保険者の関係者
- (6) 市町村の保健医療福祉関係職員
- (7) 厚木保健福祉事務所長
- (8) 厚木保健福祉事務所大和センター所長
- (9) その他、協議事項を検討するにあたり必要と認められる者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員が互選し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会議を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第 8 条 推進会議に地域の保健、医療、福祉に関する特定課題について検討協議を行うための専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会のメンバーは、推進会議の委員のうちから会長が指名する者並びに特定課題を検討するにあたり必要と認められる者とする。
- 3 専門部会の運営等については、会長が定める。

(ワーキンググループ)

第 9 条 推進会議及び専門部会における協議のほかに、神奈川県地域医療構想の県央構想区域の構想の達成を推進するために必要な特定の議題に関する協議を継続的に実施する場合には、推進会議の下にワーキンググループを設けることができる。

- 2 ワーキンググループのメンバーは、推進会議の委員のうちから会長が指名する者並びに議題に関する協議を行うにあたり必要と認められる者とする。
なお、ワーキンググループのメンバーについては、謝金の対象外とする。
- 3 ワーキンググループの設置及び運営等については、会長が別に定める。

(会議の傍聴)

第 10 条 県央地区保健医療福祉推進会議は原則公開とするが、審議内容によって、その都度公開か非公開かを推進会議で決定する。

- 2 傍聴要領は別に定める。

(庶務)

第 11 条 推進会議の庶務は、厚木保健福祉事務所企画調整課において処理する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 8 月 22 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 6 月 29 日から施行する。
(県央地区保健医療福祉推進会議地域医療構想調整部会設置要綱の廃止)
- 2 県央地区保健医療福祉推進会議地域医療構想調整部会設置要綱 (平成 27 年 7 月 7 日施行) は、廃止する。